

個人番号カードのイメージ



(表面)



(裏面)

個人番号カードは、氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真、個人番号が記載されており、ICモジュールが登載されています。身分証明書や地方公共団体の行政サービス、e-Taxの各種電子申請などで利用できます。

わたしにも マイナンバー



マイナンバーの取り扱い

マイナンバーは、法律で定められた範囲外での利用が禁止されており、安全管理が義務付けられています。そのため事業者は、社内規定の見直しやシステム対応などの準備を行い、平成27年10月以降から従業員のマイナンバー取得の準備をする必要があります。厚生年金や健康保険については、平成29年1月から順次記載が始まる予定です。

制度の開始に向けては、マイナンバー取扱担当者を決め、従業員のマイナンバー取得の際に利用目的の通知や公表などをすることが大切です。取得したマイナンバーを社

会保障などの手続の場合に、従業員やその扶養家族のマイナンバーの記載が必要となります。そのため事業者は、社内規定の見直しやシステム対応などの準備を行い、平成27年10月以降から従業員のマイナンバー取得の準備をする必要があります。

そのため事業者は、社内規定の見直しやシステム対応などの準備を行い、平成27年10月以降から従業員のマイナンバー取得の準備をする必要があります。

そのため事業者は、社内規

定の見直しやシステム対応な

ども効率的な対応が可能とな

ります。

マイナンバーは、国民一人

一人が持つ12桁の番号です。

住民票を有する全ての人に

番号を付けることで、社会保

障や税、災害対策などの分野

でも効率的な対応が可能とな

ります。

マイナンバーでの管理によ

り、所得や行政サービスの受

給状況などを把握しやすくな

り、負担を不当に免れること

の防止や本当に困っている人

への支援が可能になります。

国民一人一人が持つ番号

平成28年1月から、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。今年10月以降、市町村から住民票の住所に12桁のマイナンバー（個人番号）の記載された「通知カード」が、各世帯ごとに送付されます。外国籍で住民票のある人も対象となります。

問い合わせ 管理情報課 萩原 ☎0555

マイナンバーの通知や申請などの流れ



平成27年10月から順次、通知カードが住民票の住所に簡易書留（通知カード、個人番号カードの申請書、返信用封筒、マイナンバーの説明書類）で届きます。



希望者は郵送やWEB（スマートフォン）などから申請します。詳しくは、平成27年10月から通知カードと一緒に届く、マイナンバーの説明書類を確認してください。



平成28年1月から、個人番号カードの交付が始まります。申請者本人が市の窓口で受け取ることができます。

*個人番号カードの申請は強制ではありません。

マイナンバーについて詳しく知りたい

- 専用ダイヤル
0570-20-0178
(全国共通ナビダイヤル)
0570-20-0291

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

受付時間 午前9時30分～午後5時30分（土日祝日・年末年始を除く）

- ホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>